

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者（雇い主）が、給与所得者（従業員等）に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収（天引き）して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。（この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。）

所得税法第 183 条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第 321 条の 4 及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者（雇い主）において特別徴収義務のあるのは、昨年中（令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日）に給与所得のあった従業員等であって、かつ、令和 3 年 4 月 1 日現在、申請者から給与の支払を受ける者に限られます。

申請者（雇い主）が、特別徴収義務者に該当するかどうか、また、その手続などについて不明な場合は、従業員等の住所地（令和 3 年 1 月 1 日現在）の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1 月 31 日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として 5 月 31 日までに、特別徴収義務者に通知します。（地方税法第 321 条の 4）

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月（6 月～翌年 5 月）の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月 10 日までに市町村へ納めていただくことになります。（地方税法第 321 条の 5）

3 申告（誓約）書の作成等について

- （1） この申告（誓約）書は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認させていただくためのものです。

1 による申告又は 2、3-1、3-2 のいずれかによる誓約を行わない場合は、資格審査の申請は出来ません。

- （2） この申告（誓約）書は、審査基準日現在で作成し、該当の項目の口欄に、✓印を入れてください。

- （3） 新規事業者である等の理由により、審査基準日現在、高知県内の市町村から、地方税法第 321 条の 4 の規定による特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合は、**2**により誓約してください。

- （4） 県内業者で、高知市内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等が全くいない場合は、**3-1**により誓約してください。

- (5) 県外業者で、高知市内の市町村に住所を有する従業員等が全くいない場合は、**3-2**により誓約してください。
- (6) 令和2年度入札参加資格審査において誓約したにもかかわらず、対象者がいるながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合は、誓約書は受け付けられないので注意してください。
- (7) この申告（誓約）書は、**2部（1部は写し）提出してください**。1部は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供されることがあります。

問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

高知県税務課(徴収担当) (088)823-9307

高知県市町村振興課(税政担当) (088)823-9316

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 建設工事関係の入札参加資格審査について

高知県土木政策課(建設業振興担当) (088)823-9815